

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の樹種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
鷹巣	74-200 59-35～ 45	31.86	28.74	3.12				自然環境保全地区 0.35ha 鳥獣保護区特別区 31.51ha
森吉	47-280, 281, 290 61-6～ 47, 49, 50, 55, 56, 59, 61, 65, 68, 69, 71, 72 40-20～ 28	100.18	7.64	92.47			0.07	県立自然公園 86.39ha 自然環境保全地区 4.00ha 鳥獣保護区特別区 9.79ha
阿仁	35-165, 166, 170 ～172, 181 36-1～15 , 22～25 27, 29, 34～36 38-36, 38 ～51 39-1～7	83.73	9.43	74.30				自然環境保全地区 21.53ha 鳥獣保護区特別区 83.36ha (重複箇所あり)

※備考覧には制限林の種類別面積を記載する。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採、その他施業の方法に関する事項

森林の区域	施業の区分	施業の方法
鷹巣・ 森吉・ 阿仁	造林	保健機能の増進に配慮し、複層林施業及び広葉樹林施業等を行うこととする。
	保育	複層林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、除伐などの保育を適切に行うこととする。また、適切な枝打ち及び間伐により、林内照度の確保を図ることとする。
	伐採	保健機能の発揮に配慮し、択伐に努めるものとする。
	その他	法令などにより制限を設けられている場合は、当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこととする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備考
スギ	21m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保健機能の増進が図られるよう巡視を行うこととする。